

さっぽろ障がい者プラン2024概要(案)

1 計画の策定にあたって

計画の位置付け

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。)、障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられる。
- さっぽろ障がい者プラン2018(2018年度～2023年度)の計画期間が終了することから、引き続き市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、さっぽろ障がい者プラン2024を策定する。

計画期間

本計画の期間は2024年度から2029年度までの6年間とする。ただし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく札幌市障がい福祉計画(第7期)・札幌市障がい児福祉計画(第3期)に関する部分については、2026年度までを計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定する。



他計画との関係

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置づけられるとともに、関連計画との整合性をもちつつ、SDGsの視点も意識したものとす。



新計画策定の視点

- ◎ユニバーサル(共生社会)実現に向けたバックカasting思考
- ◎訴求対象を一般市民に拡大したインクルージョン思考
- ◎自己実現や生きがいも重視したウェルビーイング思考

2 障がい福祉を取り巻く現状

トピック1 国の動向～主な新法制定や法改正等

新法制定	制定の趣旨
障害者文化芸術活動推進法	障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
読書バリアフリー法	障がいの有無にかかわらず、等しく読書を通じて文字・活字文化を享受できる社会の実現
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進
医療的ケア児支援法	医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進
法改正等	改正の趣旨
障害者差別解消法	事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供の法的義務化など
精神保健福祉法	「入院者訪問支援事業」の創設など

トピック2 ファクトから見た札幌市の現状



3 2022年度札幌市障がい児者実態等調査(抜粋)

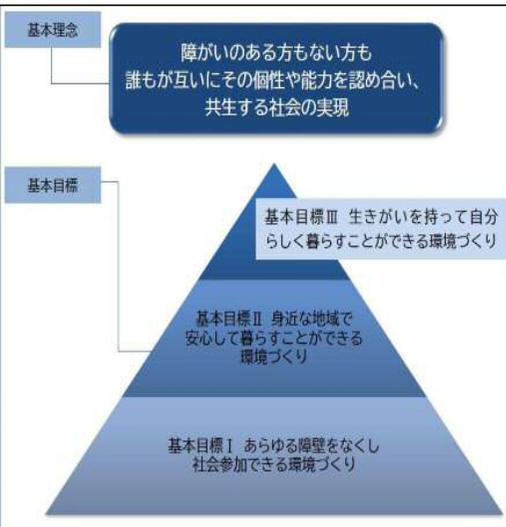
1 バリアフリー関係	2 市民理解関係
官公庁施設や医療施設、スーパーマーケットにおけるバリアフリー化のニーズが高い	障がいのある方に対する市民の理解度は深まっているとは言えない
3 災害時避難関係	4 人権擁護関係
避難場所が必要な支援を受けられるか不安に感じている方が最も多い	およそ半数近い障がい児に差別経験がある

4 現計画の成果目標と進捗状況

【評価の考え方 ◎:目標達成確実 ○:目標達成の見込み △:目標未達の見込み】

成果目標	当初値(2019)	目標値(2023)	実績値(2022)	評価
成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行				
施設入所者の地域生活への移行者数 ※実績値は2021	2,009人(入所者数)	60人(移行者数)	36人(移行者数)	○
施設入所者数の減少	2,009人(入所者数)	▲110人	▲89人	○
成果目標2 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実				
1か所以上の地域生活支援拠点等の確保	—	確保	確保	◎
年1回以上の運用状況の検証	—	検証	検証	◎
成果目標3 福祉施設から一般就労への移行				
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	621人	680人(移行者数)	638人(移行者数)	○
→ 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者数	424人	430人(移行者数)	405人(移行者数)	△
→ 就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者数	87人	100人(移行者数)	107人(移行者数)	◎
→ 就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者数	110人	150人(移行者数)	126人(移行者数)	○
就労定着支援事業の利用者数(利用割合)	—	70%(利用割合)	41.2%(利用割合)	△
成果目標4 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援				
コーディネート機能の構築	—	構築	構築中	○
成果目標5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進				
実施体制の確保	—	確保	推進中	○
事業所支援の取組の推進	—	推進	推進中	○
成果目標6 障がいのある方に対する理解促進				
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合	48.4%	60%	47.1%	△
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	35.4%	60%	31.2%	△
総括	障がいのある方が、安心して一般就労を含む地域生活を送るためには、障害福祉サービス等のさらなる質の向上のほか、より一層の障がいのある方に対する理解促進などが必要			

5 計画の体系(基本理念・基本目標・重要課題)



- ### 重要課題 1 バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発
- ◆共生社会の実現に資する取組である「移動しやすい環境の整備」として、公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化のほか、多くの市民が「心のバリアフリー」について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要
- ### 重要課題 2 感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、地震・台風等の災害発生時も含め、特に障がいのある方など配慮を要する方々への支援が必要
 - ◆人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会環境の変化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化、老々介護やダブルケアなど、家族介護を取り巻く課題が多様化している中、ケアラー・ヤングケアラーや孤独・孤立の問題が顕在化しており、こうした方々に対する支援が求められている。
- ### 重要課題 3 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現
- ◆全ての国民が障がいのある方にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されたいとする障害者基本法の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けた改正障害者差別解消法の理解促進や障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもへの支援を進めることが必要

さっぽろ障がい者プラン2024概要（案）

6 施策体系（札幌市障がい者計画等）

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱	主な取組【注：成果目標毎に重点取組を設定（数字は関連する成果目標の番号）】		
障がいのある方もない方も互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現	I あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり	1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	① 障がいを理由とする差別解消 ② 合理的配慮の提供 など 重要課題2・3	改正障害者差別解消法の周知啓発 障がい者あんしん相談運営事業	障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発 成年後見制度利用支援事業	共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進 障がい者虐待防止対策等の推進
		2 バリアフリー環境の整備	① 建築物のバリアフリー ② 移動のバリアフリー など 重要課題1・3	民間公共施設バリアフリー補助事業 学校施設バリアフリー化整備事業	公共施設バリアフリー化促進事業 ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業	公園トイレユニバーサルデザイン化事業 地下鉄車両とホームの段差隙間縮小に向けたホーム改良事業
		3 情報アクセスシビリティーの向上・意思疎通支援の充実	① 障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ② 障がいに配慮した市政情報の提供 など 重要課題2・3	手話が言語であることについての普及啓発 カラーユニバーサルデザインの推進	コミュニケーション支援者の確保及び養成 障がいに配慮したSNSによる市政情報の発信	子どもの補聴器購入費等助成事業の拡充 住民票のオンライン申請（請求）
		4 障がい等の理解促進	① 普及啓発、福祉教育の推進 ② 社会貢献活動への支援 など 重要課題1・3	心のバリアフリー研修の実施 ◎6 親子でユニバーサルを体験する機会の検討	心のバリアフリーガイドの配布 ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発	「人間尊重の教育」推進事業 ユニバーサル推進事業
	II 身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり	5 自立・相談の支援	① ニーズに対応した支援体制 ② 障害福祉サービス提供基礎の整備 など 重要課題2・3	地域移行支援・地域定着支援 ◎1 ヤングケアラー支援の推進	ひきこもりや800等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化 ◎2 障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施	事業所の質の向上 ◎5 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築
		6 保健・医療の推進	① 障がいの原因となる疾病予防 ② 難病に関する施策の推進 など 重要課題2・3	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業 重度心身障がい者医療費助成	第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の推進 自殺総合対策推進事業	感染症に強いまちづくり推進事業 難病相談支援センター事業
		7 安全・安心の実現	① 災害時等の要配慮者対応 ② 地域における見守り活動 など 重要課題2・3	災害対策用品購入費助成事業 個別避難計画の作成の推進	福祉避難所の運営体制強化 避難所の環境整備の推進	誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進 ひきこもり対策推進事業
	III 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	8 療育・教育の充実	① 療育の充実 ② 学校教育の充実 など 重要課題1・3	札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討 ◎4 私立保育所の看護師配置への補助	医療的ケア児レスパイト事業 放課後児童クラブへの看護師配置	児童発達支援センターの機能充実 医療的ケア児への支援体制の確保（必要に応じた学校への看護師配置）
		9 雇用・就労の促進	① 雇用機会の拡充 ② 一般就労の推進 など 重要課題1・3	重度障がい者等就労支援事業 ◎3 障がい者DXリスキリング事業	障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気づけ事業） 発注機会の拡充、受注調整支援（元気づけアドバイザーセンター運営事業）	就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業） 障がい者施設等からの優先調達の推進
		10 文化芸術・スポーツの振興	① 文化芸術活動の推進 ② 障がい者スポーツの振興 など 重要課題1・3	障がい者に向けた音楽ワークショップやコンサート等のイベントの実施 特別な支援を要する子どもの読書環境の充実	札幌国際芸術祭等における取組 障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進	カラフルブレインアートフェス 障がい者スポーツセンターの設置検討

7 成果目標（札幌市障がい福祉計画・札幌市障がい児福祉計画）

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案して成果目標を設定

成果目標	内容	目標値(2026年度)
成果目標1	入所施設の入所者の地域生活への移行 施設入所者の地域生活への移行者数	80人（2022年度末1,920人の4.2%）以上
	施設入所者数の減少	113人（2022年度末1,920人の5.9%）以上
成果目標2	地域生活支援の充実	目標値(2026年度)
	地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築	地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制を構築
	強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整理	強度行動障がい有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整理
成果目標3	福祉施設から一般就労への移行等	目標値(2026年度)
	就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数：2021年度の移行実績の1.15倍（704人）【就労移行支援事業：1.07倍（417人）、就労継続支援A型：1.09倍（100人）、就労継続支援B型：1.41倍（187人）】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上
	就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援事業の利用者数：2021年度末実績の1.41倍以上
成果目標4	障がい児支援の提供体制の整備等	目標値(2026年度)
	医療的ケア児への支援	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進
	障害児入所施設からの円滑な移行調整	入所児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、必要に応じて、移行調整に係る協議の場を設置
成果目標5	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	目標値(2026年度)
	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制の確保、事業所支援の取組の推進	
成果目標6	障がいのある方に対する理解促進（市独自設定）	目標値(2026年度)
	心のバリアフリーを理解している方の割合	45.0%以上（2022年度：26.6%）

8 障害福祉サービス等の種類毎のサービス量見込み

成果目標同様、国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案してサービス量見込みを設定（主なサービスを概括抜粋）

サービス種別	単位	2024年度	2025年度	2026年度
訪問サービス （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護） （重度障がい者等包括支援）	利用人数（人/月） 利用時間数（時間/月）	6,562 270,694	6,745 284,441	6,929 298,704
日中活動サービス （生活介護、自立訓練、就労移行・継続・定着支援） （療養介護、短期入所）	利用人数（人/月） 利用日数（人日/月）	22,071 409,418	23,144 434,441	24,218 458,266
居住サービス （自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）	利用人数（人/月）	7,756	8,262	8,768
相談支援サービス （計画相談支援）	利用人数（人/月）	13,298	13,930	14,721
障がい児支援サービス （児童発達支援、放課後等デイサービス） （保育所等訪問支援、障がい児相談支援）	利用児童数（人/月） 利用日数（人日/月）	19,398 185,009	20,396 190,329	21,256 192,808

9 計画の策定及び推進体制

札幌市障がい者施策推進審議会

- 障害者基本法の規定に基づき、札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関として、札幌市障がい者施策推進審議会条例により、札幌市障がい者施策推進審議会を設置している。
- 本計画にあたっては、多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため、札幌市障がい者施策推進審議会の下に計画検討部会を設置し、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの附属機関等の会議や障がい当事者団体の方に御参加いただき、地域の実情や課題等も踏まえた審議を行った。
- 本計画の運用にあたっては、「PDCAサイクル」を導入して、成果目標やサービス量見込みのほか、「障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合」などの実績値等、毎年度の進捗状況を取りまとめ、その結果を札幌市障がい者施策推進審議会のほか、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの関係附属機関に報告し、評価を行った上で、市民に公表するなど、引き続き、障がい当事者の声を把握し、対応していきます。